

# 奨学金貸与規程

社会福祉法人 双葉会

## ○社会福祉法人双葉会奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双葉会（以下「法人」という。）が、法人の理念及び基本方針を理解し、法人の経営する事業所での就職を希望する人材を育成するため、奨学金の貸与等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与の対象)

第2条 奨学金の貸与を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、必要な知識・技能・態度を習得するための学校に在学中又は、入学が決定した者であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 学習の意欲が旺盛で、心身ともに健全であること。

(2) 資格取得を目指す者

介護福祉士、社会福祉士、保育士または准看護師、正看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士

(3) 卒業後に法人の事業所に勤務ができる者

(奨学生の義務)

第3条 奨学生は、次の各号の義務を負うものとする。

(1) 法人の理念及び基本方針を理解するとともに、資格取得を目標に勉学に励むこと。

(2) 居住地に変更があった場合には、すみやかに届け出ること。

(3) 法人より修学状況の報告を求められた場合には、これに答えること。

(奨学金の貸与期間)

第4条 貸与期間は、学校の学則に定める正規の就学期間とする。

(貸与額及び返還の免除)

第5条 奨学金の貸与額は、月額60,000円を上限とし他の奨学金制度等を併用する場合は月額30,000円を上限とする。

2 奨学金は、第16条に規定する場合を除き、該当する資格を取得し、第4条に規定する期間以上、法人の職員として勤務した場合に奨学金全額の返還を免除する。

(申請手続)

第6条 本規程により奨学金の貸与を希望する者は、次の各号に掲げる書類を法人本部に提出のうえ、面接を受けるものとする。

(1) 奨学金申請書（様式1）

(2) 履歴書（様式は任意）

(3) 入学及び在学証明書又は卒業証明書

(4) 住民票（個人番号の記載がないものに限る。）

(5) 奨学金振込口座届（様式4）

(6) その他、法人が必要と認めたもの  
(審査と承認)

第7条 本規程の審査と承認手続きは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 業務執行理事は、書類選考と面接にて審査し、奨学生を決定する。
- (2) 業務執行理事は、奨学生の決定したときは、奨学金貸与決定通知書(様式2)を本人に通知する。
- (3) 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後、速やかに、理事長に対して奨学生誓約書(様式3)を提出しなければならない。

(契約)

第8条 奨学金の貸与を決定した場合は、法人と奨学生との間で奨学金貸借契約を締結し、契約書(様式5)を作成する。

(貸与基準と支払い)

第9条 奨学金の貸与基準と支払いは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貸与期間 奨学金貸与契約期間とする。
- (2) 貸与金額 第5条第1項の規定に該当する金額とする。
- (3) 貸与日 当該月の毎月20日(当日が土曜、日曜、祝日にあたる場合はその前日)とする。
- (4) 利息 無利息とする。

(奨学金の貸与の停止)

第10条 理事長は、奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席した場合は、当該期間、奨学金の貸与を停止することができる。

(奨学金の貸与の復活)

第11条 理事長は、前条の規定により奨学金の貸与を停止された奨学生が、その事由が終了して願出をしたときは、奨学金の貸与を復活することができる。

(奨学金の貸与の打ち切り)

第12条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、奨学金の貸与を打ち切ることができる。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 学業成績が著しく不良になったとき(留年を含む。)
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- (5) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき

(学業成績等の報告)

第13条 奨学生は、毎年度終了後1か月以内に、学業成績表及び在学証明書を理事長に提出しなければならない。ただし、卒業又は修了に当たっては、在学証明書に代えて、卒業証明書又は修了証明書を提出しなければならない。

(奨学生に対する助言)

第14条 理事長は、奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な助言を行うことができるものとする。

(奨学生の届出)

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、遅滞なくその旨を書面により法人に届け出なければならない。

- (1) 退学し、又は転学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 休学又は長期にわたって欠席したとき。
- (4) 復学したとき。
- (5) 通学方法を変更したとき。(自宅通学又は自宅外通学の変更)
- (6) 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号などを変更したとき。

(奨学金の返還)

第16条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸与した奨学金の全額を速やかに返還しなければならない。

- (1) 第12条の規定により貸与から打ち切られたとき。
- (2) 故意又は重大な過失により、前条の届出を行わなかったとき。
- (3) 第5条第2項の規定による返還の免除を受ける前に法人における職員として業務に従事しなくなったとき。
- (4) 該当する資格を取得(奨学生として採用後4年以内)できなかったとき。

(卒業又は修了後の届出)

第17条 奨学金の貸与を受けた奨学生は、卒業又は修了後遅滞なく法人に卒業証書の写しを届け出るものとする。

(奨学金台帳の作成)

第18条 理事長は、奨学生毎に奨学金台帳(様式6)を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返済を免除した場合又は奨学金の返済を受けた場合には速やかに記録し、返済終了後5年間保存するものとする。

(雑則)

第19条 本規程に定めがない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行ったうえで、理事長が判断する。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。